

【別紙】経費区分の取扱いについて

【別紙Ⅰ】

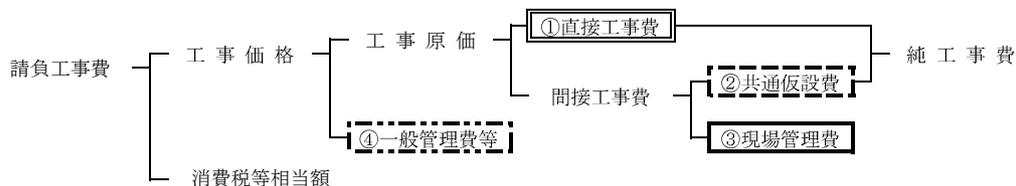
制限割合の算定における経費区分については、次のとおり取扱うものとする。

下記フロー中 ① は直接工事費、② は共通仮設費（ただし、共通仮設費積上分は ① 直接工事費 に含む。）、③ は現場管理費、④ は一般管理費等とする。  
 ただし、下記フロー中（２）及び（３）の「工場製作原価」に見積による資材単価を使用する場合において、当該資材単価が現場着単価である場合には、下記フローによる分割は行わず、工場製作原価は全て ① 直接工事費 として取扱うものとする。

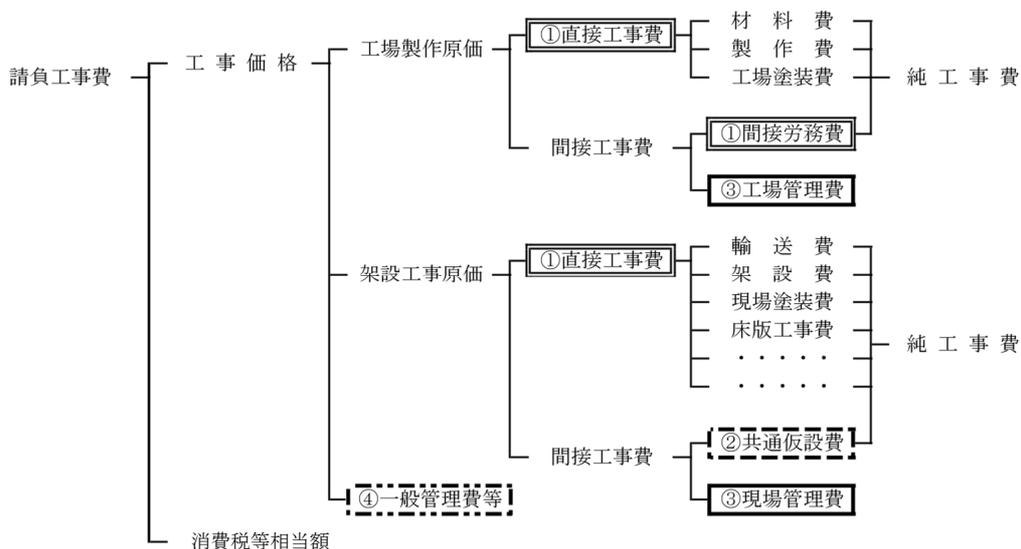
なお、「工場製作原価」の資材単価を下記フローにより分割できるものについては、分割して取り扱うものとする。

また、【スクラップ等売却費】が計上されている場合の制限割合の算定にあたっては、「制限割合の算定式」において所定の率を乗じる『直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等』には、スクラップ等売却費を含めないものとする。

(1) 一般的な工事



(2) 工場制作及び現場架設を一括請負とする工事【鋼橋新設等】



(3) 工場制作のみを請負とする事

